

国家税务总局上海市税务局关于进一步开展全面数字化的电子发票试点工作的公告
国家税务总局上海市税务局公告 2022 年第 1 号

为落实中办、国办印发的《关于进一步深化税收征管改革的意见》要求，结合前期全面数字化的电子发票（以下简称“全电发票”）试点情况，提升纳税人全电发票使用体验，税务机关对电子发票服务平台进行升级。经国家税务总局同意，决定进一步开展全电发票试点工作。现将有关事项公告如下：

一、自2022年5月23日起，在上海市部分纳税人中进一步开展全电发票试点，使用电子发票服务平台的纳税人为试点纳税人，具体范围由国家税务总局上海市税务局确定。其中，试点纳税人分为通过电子发票服务平台开具发票的纳税人和通过电子发票服务平台使用税务数字账户的纳税人，试点纳税人区分发票开具情形和税务数字账户使用情形分别适用本公告相应条款。

通过电子发票服务平台开具发票的受票方范围为上海市税务局管辖范围内的纳税人。

按照有关规定不使用网络办税或不具备网络条件的纳税人暂不纳入试点范围。

电子发票服务平台通过以下地址登录：
<https://etax.shanghai.chinatax.gov.cn>。

二、全电发票的法律效力、基本用途等与现有纸质发票相同。其中，带有“增值税专用发票”字样的全电发票，其法律效力、基本用途与现有增值税专用发票相同；带有“普通发票”字样的全电发票，其法律效力、基本用途与现有普通发票相同。

三、上海市全电发票由国家税务总局上海市税务局监制。全电发票无联次，基本内容包括：动态二维码、发票号码、开票日期、购买方信息、销售方信息、项目名称、规格型号、单位、数量、单价、金额、税率/征收率、税额、合计、价税合计（大写、小写）、备注、开票人。

国家稅務總局上海市稅務局：全面デジタル化電子發票試行業務のさらなる実施に関する公告
国家稅務總局上海市稅務局公告 2022 年第 1 号

中国共産党中央委員会弁公庁・国务院弁公庁が印刷・公布した《税收徵收管理改革のさらなる深化に関する意見》の要求を実行し、初期の全面デジタル化電子發票（以下、「全面電子發票」）試行状況を踏まえて、納税者の全面電子發票の使用体験を向上させるため、税務機関は電子發票サービスプラットフォームをアップデートする。国家稅務總局の同意を経て、さらに全面電子發票試行業務をさらに行うことを決定した。ここに関連事項を以下の通り公告する：

一、2022年5月23日より、上海市の一部の納税者において全面電子發票試行をさらに行い、電子發票サービスプラットフォームを使用する納税者を試行納税者とするが、具体的な範囲は国家稅務總局上海市稅務局が確定する。このうち、試行納税者は電子發票サービスプラットフォームを通じて發票を発行する納税者と電子發票サービスプラットフォームを通じて税務デジタルアカウントを使用する納税者に区分され、試行納税者は、發票の発行状況および税務デジタルアカウントの使用状況に分けて本公告の相応する条項をそれぞれ適用する。

電子發票サービスプラットフォームを通じて発行された發票の受領者の範囲は、上海市稅務局の管轄範囲内の納税者とする。

関連規定に基づきオンラインを使用せずに税務手続きを行う、またはネットワークの条件が整わない納税者は、暫時、試行範囲に組み入れない。

電子發票サービスプラットフォームは、以下のアドレスから登録する：<https://etax.shanghai.chinatax.gov.cn>。

二、全面電子發票の法的効力・基本的用途などは、現行の紙ベースの發票と同一である。このうち、「増値税専用發票」の語句がある全面電子發票について、その法的効力・基本的用途は、現行の増値税専用發票と同一である；「普通發票」の語句がある全面電子發票について、その法的効力・基本的用途は、現行の普通發票と同一である。

三、上海市の全面電子發票は、国家稅務總局上海市稅務局が作成を監督する。全面電子發票は、非複写式であり、基本的内容は以下を含む：動的二次元コード・發票番号・発行日・購入者情報・販売者情報・項目名称・規格番号・単位・数量・単価・金額・税率/徵收率・税额・合計・價格合

其中，试点纳税人从事特定行业、发生特殊商品服务及特定应用场景业务（包括：稀土、卷烟、建筑服务、旅客运输服务、货物运输服务、不动产销售、不动产经营租赁服务、农产品收购、光伏收购、代收车船税、自产农产品销售、差额征税等）的，电子发票服务平台提供了上述对应特定业务的全电发票样式，试点纳税人应按照发票开具有关规定使用特定业务全电发票。全电发票样式见附件1。

四、上海市全电发票的发票号码为20位，其中：第1-2位代表公历年度后两位，第3-4位代表上海市行政区划代码，第5位代表全电发票开具渠道等信息，第6-20位代表顺序编码等信息。

五、新设立登记且未使用增值税发票管理系统开具发票的试点纳税人应通过电子发票服务平台开具全电发票以及增值税纸质专用发票（以下简称“纸质专票”）和增值税纸质普通发票（折叠票，以下简称“纸质普票”）。

通过电子发票服务平台开具的纸质专票和纸质普票，其法律效力、基本用途和基本使用规定与现有纸质专票、纸质普票相同。其中，发票密码区不再展示发票密文，改为展示电子发票服务平台赋予的20位发票号码及全国增值税发票查验平台网址。

六、试点纳税人通过实名验证后，无需使用税控专用设备即可通过电子发票服务平台开具发票，无需进行发票验旧操作。其中，全电发票无需进行发票票种核定和发票领用。

七、税务机关对试点纳税人开票实行开具金额总额度管理。开具金额总额度，是指一个自然月内，试点纳税人发票开具总金额（不含增值税）的上限额度。

（一）试点纳税人通过电子发票服务平台开具

計（大字・数字）・備考・発行者。

このうち、試行納税者が特定の業種に従事・特殊な商品・サービスおよび特定の応用シーンにおける業務（レアアース・巻きタバコ・建築サービス・旅客運輸サービス・貨物運輸サービス・不動産販売・不動産経営賃貸サービス・農産物の買付・太陽光発電の買付・車両船舶税の代理受領・自己生産農作物の販売・差額税徴収などを含む）が発生し、電子發票サービスプラットフォームが上述の特定業務に対応した全面電子發票のフォーマットを提供した場合、試行納税者は、發票発行関連規定に基づき特定業務の全面電子發票を使用しなければならない。全面電子發票のフォーマットは付属文書1参照。

四、上海市の全面電子發票の發票番号は20桁であり、このうち：1-2桁目は西暦年度の最後の2桁、3-4桁目は上海市の行政区の区画コード、5桁目は全面電子發票の発行チャネルなどの情報、6-20桁目は通し番号などの情報を表す。

五、新たに設立を登記かつ増値税發票管理システムを使用して發票を発行していない試行納税者は、電子發票サービスプラットフォームを通じて全面電子發票および増値税紙ベース専用發票（以下、紙ベース専用發票）および増値税紙ベース普通發票（綴り式、以下、紙ベース普通發票）を発行しなければならない。

電子發票サービスプラットフォームを通じて発行した紙ベース専用發票および紙ベース普通發票について、その法的効力・基本的用途および基本的な使用規定は、現行の紙ベース専用發票・紙ベース普通發票と同一である。このうち、發票パスワード欄は、發票暗号を記載せず、電子發票サービスプラットフォームから割り振られる20桁の發票番号および全国増値税發票照会プラットフォームのアドレスに変更する。

六、試行納税者は、実名認証の通過後、税統制専用設備の使用は不要であり、電子發票サービスプラットフォームを通じた發票の発行が可能となり、發票検証の従来の作業を行う必要はない。このうち、全面電子發票は、發票の種別検査および發票受領は不要である。

七、税務機関は、試行納税者の發票発行に対して発行金額総限度額管理を実行する。発行金額総限度額とは、一自然月における、試行納税者の發票の発行総額（増値税を含まない）の上限額を指す。

（一）試行納税者が電子發票サービスプラット

<p>的全电发票、纸质专票和纸质普票以及通过增值税发票管理系统开具的纸质专票、纸质普票、增值税普通发票（卷票）、增值税电子专用发票（以下简称“电子专票”）和增值税电子普通发票，共用同一个开具金额总额度。</p> <p>（二）税务机关依据试点纳税人的税收风险程度、纳税信用等级、实际经营情况等因素，确定初始开具金额总额度，并进行定期调整、临时调整或人工调整。</p> <p>定期调整是指电子发票服务平台每月自动对试点纳税人开具金额总额度进行调整。</p> <p>临时调整是指税收风险程度较低的试点纳税人当月开具发票金额首次达到开具金额总额度一定比例时，电子发票服务平台自动为其临时增加一次开具金额总额度。</p> <p>人工调整是指试点纳税人因实际经营情况发生变化申请调整开具金额总额度，主管税务机关依法依规审核未发现异常的，为纳税人调整开具金额总额度。</p> <p>（三）试点纳税人在增值税申报期内，完成增值税申报前，在电子发票服务平台中可以按照上月剩余可用额度且不超过当月开具金额总额度的范围内开具发票。试点纳税人按规定完成增值税申报且比对通过后，在电子发票服务平台中可以按照当月剩余可用额度开具发票。</p> <p>八、试点纳税人的电子发票服务平台税务数字账户自动归集发票数据，供试点纳税人进行发票的查询、查验、下载、打印和用途确认，并提供税收政策查询、开具金额总额度调整申请、发票风险提示等功能。</p> <p>九、试点纳税人可以通过电子发票服务平台税务数字账户自动交付全电发票，也可通过电子邮件、二维码等方式自行交付全电发票。</p> <p>十、自2022年5月23日起，试点纳税人应通过电子发票服务平台税务数字账户使用发票用途确</p>	<p>フォームを通じて発行した全面電子発票・紙ベース専用発票および紙ベース普通発票、ならびに増値税発票管理システムを通じて発行した紙ベース専用発票・紙ベース普通発票・増値税普通発票（レシートタイプ）・増値税電子専用発票（以下、電子専用発票）および増値税電子普通発票は、同一の発行金額総限度額を共用する。</p> <p>（二）税務機関は、試行納税者の税収リスク度・納税信用等級・実際の経営状況などの要素に基づき、最初の発行金額総限度額を確定し、定期調整・一時調整または人工的調整を行う。</p> <p>定期調整とは、電子発票サービスプラットフォームが毎月、自動的に試行納税者の発行金額総限度額に対して調整を行うことを指す。</p> <p>一時調整とは、税収リスク度が比較的低い試行納税者の当月の発票発行金額が初めて発行金額総限度額の一定の比率に達した際に、電子発票サービスプラットフォームが一時的にその発行金額総限度額を一度増加させることを指す。</p> <p>人工調整とは、試行納税者が実際の経営状況に変化が生じたために発行金額総限度額の調整を申請し、主管税務機関が法に基づき規定に従い異常が発生していなことを審査したうえで、納税者のために発行金額総限度額を調整することを指す。</p> <p>（三）試行納税者は、増値税申告期間内、増値税申告の完了までに、電子発票サービスプラットフォーム上で前月の残余限度額に基づき、かつ当月の発行金額総限度額を超過しない範囲で発票を発行することができる。試行納税者は、規定に基づき増値税申告を完了かつ照合の通過後、電子発票サービスプラットフォーム上で当月の残余限度額に基づき発票を発行することができる。</p> <p>八、試行納税者の電子発票サービスプラットフォームの税務デジタルアカウントは、発票データを自動的に集計し、試行納税者の発票の照会・チェック・ダウンロード・プリントアウトおよび用途確認を供与し、税収政策の照会・発行金額総限度額の調整申請・発票リスク提示などの機能を提供する。</p> <p>九、試行納税者は、電子発票サービスプラットフォームの税務デジタルアカウントを通じて全面電子発票を自動的に交付することも、電子メール・二次元コードなどの方式を通じて全面電子発票を自ら交付することもできる。</p> <p>十、2022年5月23日より、試行納税者は、電子発票サービスプラットフォームの税務デジタ</p>
--	---

认、风险提示、信息下载等功能，不再通过增值税发票综合服务平台使用上述功能。

非试点纳税人继续通过增值税发票综合服务平台使用相关发票功能。

试点纳税人取得带有“增值税专用发票”字样的全电发票、纸质专票、电子专票、机动车销售统一发票、收费公路通行费增值税电子普通发票等凭证，如需用于申报抵扣增值税进项税额、申报抵扣消费税或申请出口退税、代办退税的，应当通过电子发票服务平台税务数字账户确认用途。试点纳税人确认用途有误的，可向主管税务机关申请更正。

十一、试点纳税人可以通过电子发票服务平台税务数字账户对符合规定的农产品增值税扣税凭证进行用途确认，计算用于抵扣的进项税额。其中，试点纳税人购进用于生产或者委托加工13%税率货物的农产品，可以由主管税务机关开通加计扣除农产品进项税额确认功能，在生产领用当期计算加计扣除农产品进项税额。

十二、试点纳税人可通过电子发票服务平台税务数字账户标记发票入账标识。纳税人以全电发票报销入账归档的，按照财政和档案部门的相关规定执行。

十三、试点纳税人发生开票有误、销货退回、服务中止、销售折让等情形，需要通过电子发票服务平台开具红字全电发票或红字纸质发票的，按以下规定执行：

(一) 受票方已进行用途确认或入账确认的，开票方或受票方可以填开并上传《红字发票信息确认单》（以下简称《确认单》，见附件2），经对方确认后，开票方全额或部分开具红字全电发票或红字纸质发票。

受票方已将发票用于增值税申报抵扣的，应暂

ルアカウントを通じて発票の用途確認・リスク提示・情報ダウンロードなどの機能を使用しなければならず、以降は、増値税発票総合サービスプラットフォームを通じた上述の機能は使用しないものとする。

非試行納税者は、引き続き増値税発票総合サービスプラットフォームを通じて発票関連機能を使用する。

試行納税者は、「増値税専用発票」の語句のある全面電子発票・紙ベース専用発票・電子専用発票・自動車販売統一発票・有料道路通行料増値税電子普通発票などの証憑を取得し、増値税仕入税額控除の申告・消費税控除の申告または輸出税還付・税還付の代理手続きに用いる場合、電子発票サービスプラットフォームの税務デジタルアカウントをを通じて用途を確認しなければならない。試行納税者は、用途に誤りがあることを確認した場合、主管税務機関に訂正を申請することができる。

十一、試行納税者は、電子発票サービスプラットフォームの税務デジタルアカウントをを通じて規定に合致する農産物の増値税税控除証憑について用途の確認を行い、控除のための仕入税額を計算することができる。このうち、試行納税者が13%の税率の貨物の生産または加工委託のために仕入れた農産物は、主管税務機関が追加控除農産物仕入税額確認機能を設定して、生産・受領の当期に追加控除する農産物仕入税額を計算する。

十二、試行納税者は、電子発票サービスプラットフォームの税務デジタルアカウントをを通じて発票記帳マークを標記することができる。納税者は、全面電子発票により精算・記帳・保管する場合、財政および書類保管部門の関連規定に基づき執行する。

十三、試行納税者に、発行ミス・商品返品・サービス中止・値引き販売などの状況が発生し、電子発票サービスプラットフォームをを通じて赤字全面電子発票または赤字紙ベース発票の発行が必要な場合、以下の規定に基づき執行する：

(一) 発票受領者がすでに用途を確認または記帳を確認している場合、発票発行者または発票受領者は、《赤字発票情報確認書》（以下、《確認書》）、付属文書 2 参照）を記入かつアップロードし、先方の確認を経て、発票発行者が赤字全面電子発票または赤字紙ベース発票を全額または一部発行する。

発票受領者がすでに発票を増値税控除の申告

<p>依《确认单》所列增值税税额从当期进项税额中转出，待取得开票方开具的红字发票后，与《确认单》一并作为记账凭证。</p> <p>(二) 受票方未做用途确认及入账确认的，开票方填开《确认单》后全额开具红字全电发票或红字纸质发票，无需受票方确认。原蓝字发票为纸质发票的，开票方应收回原纸质发票并注明“作废”字样或取得受票方有效证明。</p> <p>十四、纳税人发生《国家税务总局关于红字增值税发票开具有关问题的公告》（国家税务总局公告2016年第47号）第一条以及《国家税务总局关于在新办纳税人中实行增值税专用发票电子化有关事项的公告》（国家税务总局公告2020年第22号）第七条规定情形的，购买方为试点纳税人时，购买方可通过电子发票服务平台填开并上传《开具红字增值税专用发票信息表》（以下简称“《信息表》”）。</p> <p>十五、单位和个人可以通过电子发票服务平台或全国增值税发票查验平台（https://inv-veri.chinatax.gov.cn）查验全电发票信息。</p> <p>十六、电子发票服务平台暂不支持开具机动车（含二手车）、通行费等特定业务全电发票，开具上述发票功能的上线时间另行公告。</p> <p>相关发票功能上线前，试点纳税人可以通过增值税发票管理系统开具机动车增值税专用发票、机动车销售统一发票、二手车销售统一发票、增值税普通发票（卷票）、电子专票和增值税电子普通发票（含收费公路通行费增值税电子普通发票）。</p> <p>十七、试点纳税人是辅导期一般纳税人的，在一个月内申请人工调整开具金额总额度的，应比照《国家税务总局关于印发〈增值税一般纳税人纳税辅导期管理办法〉的通知》（国税发〔2010〕40号）第九条的规定执行。</p> <p>其中，增值税专用发票销售额包括带有“增值税专用发票”字样的全电发票、纸质专票和电子专</p>	<p>に使用している場合、暫時、《確認書》上の増値税税額に基づき当期の仕入税額から振り替え、発票発行者が発行した赤字発票の取得後に、《確認書》とまとめて記帳証憑とする。</p> <p>(二) 発票受領者が用途確認および記帳を行っていない場合、発票発行者は、《確認書》の記入後に赤字全面電子発票または赤字紙ベース発票を全額発行し、受領者の確認は必要ない。元の青字発票が紙ベース発票の場合、発票受領者は、元の紙ベース発票を回収かつ「無効」との語句を明記または発票受領者から有効な証明を取得しなければならない。</p> <p>十四、納税者に《国家税務総局：赤字増値税発票発行関連問題に関する公告》（国家税務総局公告 2016 年第 47 号）第一条および《国家税務総局：新規納税者における増値税専用発票電子化実行関連事項に関する公告》（国家税務総局公告 2020 年第 22 号）第七条の規定する状況が発生し、購入者が試行納税者の場合、購入者は、電子発票サービスプラットフォームを通じて《赤字増値税専用発票発行情報表》（以下、《情報表》）を記入かつアップロードすることができる。</p> <p>十五、単位および個人は、電子発票サービスプラットフォームまたは全国増値税発票照会プラットフォーム（https://inv-veri.chinatax.gov.cn）を通じて全面電子発票の情報を照会することができる。</p> <p>十六、電子発票サービスプラットフォームは、自動車（中古車を含む）・通行料などの特定業務の全面電子発票の発行を暫時支持しておらず、上述の発票発行機能のリリース時期は、別途公告する。</p> <p>関連発票機能のリリースまで、試行納税者は、増値税発票管理システムを通じて自動車増値税専用発票・自動車販売統一発票・中古車販売統一発票・増値税普通発票（レシートタイプ）・電子専用発票および増値税電子普通発票（有料道路通行料増値税電子普通発票を含む）を発行することができる。</p> <p>十七、試行納税者が指導期間中の一般納税者の場合であり、一ヶ月以内に発行金額総限度額の人工調整を申請した場合、《国家税務総局：〈増値税一般納税者納税指導期間管理弁法〉印刷・公布に関する通知》（国税発〔2010〕40号）第九条の規定に基づき執行する。</p> <p>このうち、増値税専用発票の販売額には、「増値税専用発票」の語句がある全面電子発票・紙ベ</p>
---	--

<p>票销售额。</p> <p>十八、纳税人应当按照规定依法、诚信、如实使用全电发票，不得虚开、虚抵、骗税，并接受税务机关依法检查。税务机关依法加强税收监管和风险防范，严厉打击涉税违法犯罪行为。</p> <p>十九、本公告自2022年5月23日起施行，《国家税务总局上海市税务局关于开展全面数字化的电子发票试点工作的公告》（国家税务总局上海市税务局公告2021年第3号）同时废止。此前未处理的事项，按照本公告规定执行。</p> <p>特此公告。</p> <p>附件： 1. 全电发票样式 2. 红字发票信息确认单</p> <p style="text-align: right;">国家税务总局上海市税务局 2022年5月19日</p>	<p>ース専用発票および電子専用発票の販売額を含める。</p> <p>十八、納税者は、規定に従い法に基づき、誠実かつ事実通りに全面電子発票を使用しなければならず、虚偽発行・虚偽控除・脱税を行ってはならず、併せて税務機関の法に基づく検査を受けなければならない。税務機関は、法に基づき税込監督管理およびリスク防止を強化し、税務違法犯罪行為を厳格に取り締まらなければならない。</p> <p>十九、本公告は、2022年5月23日より施行し、《国家税務総局上海市税務局：全面デジタル化電子発票試行業務の実施に関する公告》（国家税務総局上海市税務局公告 2021 年第 3 号）は、同時に廃止する。これ以前の未処理の事項は、本公告の規定に基づき執行する。</p> <p>特にここに公告する。</p> <p>付属文書： 1. 全面電子発票のフォーマット 2. 赤字発票情報確認書</p> <p style="text-align: right;">国家税務総局上海市税務局 2022年5月19日</p>
--	---